

個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いに関する特記事項

〔特記事項〕

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第2条 受注者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の安全かつ適切な管理のために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の趣旨にのっとり、個人情報の取扱規程を整備し、必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。なお、安全管理措置においては、次の事項に留意することとする。

- (1)組織体制の整備
- (2)従業員の監督並びに従業員に対する教育及び研修の実施
- (3)個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理
- (4)情報セキュリティ対策

2 受注者は、この契約締結後、速やかに、前項の取扱規程を発注者に提出しなければならない。この取扱規程を見直したときも同様とする。

3 発注者は、第1項の安全管理措置が不十分であると思料するときは、受注者に対して、それを是正するよう指導することができる。

4 受注者は、前項の指導を受けたときは、速やかに是正措置を講じなければならない。

（秘密等の保持）

第3条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、この契約に関わる従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を受注者に提出させなければならない。

（再委託）

第4条 受注者は、再委託（この契約の業務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）を含む。）に委託することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

2 受注者は再委託をする場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理監督の方法を明確にしなければならない。

3 前項の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託をした場合は、その履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第5条 受注者は、この契約の業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、これらの正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、前項に掲げた正社員以外の労働者の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

（収集の制限）

第6条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(従業者の明確化及び名簿の作成)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う従業者を明確にし、当該従業者の名簿を作成しなければならない。

2 受注者は、前項により作成した名簿を発注者に対して提出しなければならない。当該従業者に変更があった場合も同様とする。

(従業者に対する監督等)

第10条 受注者は、個人情報安全かつ適切に取り扱われるよう、この契約による業務を処理する従業者の監督並びに従業者に対する教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、個人情報安全かつ適切に取り扱われるよう、個人情報を取り扱う情報システムを管理する従業者に対し、情報システムの管理及び運用並びにセキュリティ対策に関して必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(取扱区域の特定)

第11条 受注者は、取扱区域を定め、この契約に基づく業務の着手前に当該取扱区域を書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

(個人情報の保管)

第12条 受注者は、個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失を防止するため、これらを施錠できるキャビネットに保管しなければならない。

(持出しの禁止)

第13条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を発注者の承諾なくして取扱区域から持ち出してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾を得て発注者から引き渡された個人情報を取扱区域から持ち出すとき（郵送等の方法により送付する場合を含む）には、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用など、安全な方策を講じなければならない。

(受渡し)

第14条 受注者は、この契約に基づく個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で実施した上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(セキュリティ対策)

第15条 受注者は、この契約により業務を処理するに当たり、情報システムを使用して特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に定める特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）を取り扱う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 従業者及び当該業務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために適切なアクセス制御を行うこと。
- (2) 従業者が正当なアクセス権を有する者であることの識別及び認証を行うこと。
- (3) 外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入すること。
- (4) 特定個人情報を取り扱う情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断すること。
- (5) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入すること（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）。
- (6) 定期的に及び必要に応じ随時に、従業者の情報システム利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録の分析を行うこと。

- (7) 不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、ネットワークの遮断など被害を最小化する仕組みを導入し、適切に運用すること。
- (8) 情報システムの不正な構成変更を防止するために必要な措置を講ずること。
- (9) 特定個人情報を外部に送信する場合には、通信経路における情報漏えい等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (10) 特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合には、暗号化又はパスワードによる秘匿を行うこと。
- (11) 情報セキュリティの新たな脅威並びに情報技術及び利用環境の変化等に応じて、セキュリティ対策を随時見直すこと。

(返還及び廃棄義務)

第16条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を業務完了後、速やかに発注者に返還をするか又は発注者の指示に従い廃棄をしなければならない。

- 2 受注者は、発注者から引き渡された個人情報を廃棄するときは、個人情報を復元不可能な状態にしなければならない。
- 3 受注者は、この契約において利用する個人情報を消去又は個人情報が記録されている媒体の廃棄（以下「個人情報の消去等」という。）をする場合は、事前にその個人情報の項目、媒体名、数量、方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、この契約において利用する個人情報を消去し、又は個人情報が記録されている媒体を廃棄する場合（以下「個人情報の消去等」という。第1項の規定により廃棄を指示された場合を含む。）には、その業務を処理するに当たり、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、第3項に規定する場合においては、個人情報の消去等を行った日時、担当者及びその内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

(事故等の報告義務)

第17条 受注者は、この契約に関し、個人情報の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、受注者は、被害の拡大防止及び復旧のために必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 3 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 4 発注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公開することができる。

(事故発生時の責任)

第18条 受注者は、前条第1項に規定する場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負う。なお、再委託した場合も同様とする。

(契約の解除)

第19条 発注者は、受注者が発注者の承諾を得ないで個人情報に係る処理等の業務の再委託を行った場合には、契約を解除することができる。

(報告義務)

第20条 受注者は、この契約の個人情報の取扱いに関する規定を遵守しているか、受注者が定めた個人情報の取扱いに関する内部規程を遵守しているか、並びにそれらを遵守できなかった場合にはその理由及び改善策について、少なくとも四半期に1回、書面により発注者に対して報告をしなければならない。

- 2 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(実地検査等)

- 第21条 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の秘匿性等その内容、量等を勘案し必要であると判断したときは、この契約の規定に基づく必要な措置が講じられているかにつき検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、年1回以上、実地検査を行うものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による実地検査を行うことが困難な場合には、書面等による検査を行うことにより、これに代えることができる。
 - 3 発注者は、前2項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約の処理に関して必要な指示をすることができる。